令和２年７月８日

山川運輸株式会社
代表取締役　鈴木　裕　殿

GLOBAL UNION（認証番号１０１）
首都圏青年ユニオン連合会
福岡市博多区博多駅東２−８−２７
博多駅東パネスビル２F
執行委員長
組合員

令和２年６月２３日付け回答書に対する回答

貴社からの令和２年６月２３日付け「回答書」（以下「回答書」といいます）に対し、以下の通り回答させて頂きます。

１　団体交渉の開催について

当組合は、令和２年２月から再三に渡り貴社に対し、団体交渉開催の要求を行って参りましたが、貴社は、当組合からの申出を真摯に受け止めようという姿勢が一切なく、当該態度は、実質的団交拒否であり、不当労働行為に該当することが明白です。

つきましては、福岡県労働委員会に対し、不当労働行為救済の申立を行わせて頂きましたので、今後は、労働委員会において、当該論争に終止符をうつ所存でございます。

２　場所について

貴社は、　　氏が令和２年６月２２日頃に神奈川県横須賀市に所在したことを理由として、新横浜駅又は品川駅周辺での団体交渉開催を主張しておられます。しかしこの点、氏は既に福岡への移住を決められており、今後、貴社との長期にわたる団体交渉には、福岡での開催が必要不可欠となっております。

貴社が令和２年４月の当組合からの団体交渉の申出に速やかに応じていれば、申出の通り、東京都内若しくは神奈川県内での開催も可能であったものを、貴社が当組合に対し、様々な難癖をつけ団体交渉を拒否している間に、福岡開催しか出来ない状況へと変化致しました。この、貴社による団体交渉の不当な引き延ばしによる状況の変化は、当組合及び氏が責任を負う問題ではございません。

また、当組合は、団体交渉にあたっては、組合員個人の現在の居住場所のみではなく、「組合員個人の意思」を最大限尊重して、団体交渉の場所を決定すべきと考えております。当組合は、自己中心的な貴社とは異なり、当組合にとって不利益か否かで団体交渉の場所を提案

している訳ではございません。よって、貴社が主張されております、当組合の支部が以前東京にあったことは、本件には何ら関係のない、無益な議論かと存じます。

３　最後に

　貴社は、回答書において「当社が福岡県労働委員会に出頭するのは、上記主張のためであり、団体交渉のためではなく、「福岡市内の貸会議室」での団体交渉に応じることはできません」と述べられておりますが、労働委員会のために福岡に赴くことは吝かではないにも関わらず、団体交渉のために福岡に赴くことが出来ないというのは、どのような理由によるものでしょうか。また、労働委員会のためとはいえ、現に福岡に滞在しているにもかかわらず、その予定に合わせて福岡で団体交渉を開催することを無条件に明確に拒否される理由は一体なんでしょうか。

　福岡に滞在し、団体交渉を開催する時間も十分に確保出来るにもかかわらず、福岡での団体交渉を拒否すること自体、そもそも団体交渉に応ずる意思がないことは明白であると推認されることから、万一正当な理由がある場合は、労働委員会も当組合も納得出来るような、合理的かつ明確な理由をご回答ください。

　貴社から合理的な理由をご回答頂けない限り、当組合と致しましては、　　氏の意思を最大限尊重した団体交渉が開催出来るよう、貴社の各営業所、管理監督者及び各行政機関並びに関連企業等に対し、団体交渉に応じていただけるよう、協力要請を行ってゆく所存である旨付言させて頂きます。

以上